

平成26年10月17日

衆議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
参議院議長 財務大臣 農林水産大臣 あて

静岡県議会議長 多家 一彦

農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書

道路を利用しない機械等の動力源に使用する軽油について、1リットル当たり32円10銭の軽油引取税を課税免除する特例措置（免税軽油制度）が、平成27年3月末で廃止されることとなっている。

免税軽油制度は、多彩で高品質な農林水産物を生産している本県の農林漁業において、作業用機械や漁船など幅広い用途に活用されており、経営の安定や収益の向上に貢献してきた。

円安などにより燃油価格が高止まりする中、免税軽油制度が廃止されれば、農林漁業の経営に大きな影響を与え、特に、漁業においては、コストに占める燃油費の割合が極めて大きく、多くの零細な沿岸漁業者が廃業に追い込まれるなど、地域経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

よって国においては、軽油引取税の課税免除措置を恒久化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。